

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続きを開始します。

平成23年12月8日

支出負担行為担当官
水産庁長官 佐藤 正典

1 業務概要

- (1) 業務名 平成23年度資材価格実態調査(その2)業務
- (2) 業務内容 本業務は、平成24年度に水産庁が実施する直轄漁港漁場整備事業に使用する土木資材等の実勢価格を調査し、今後の設計積算の単価等を決定するための基礎資料とするものである。
- (3) 履行期限 契約締結日の翌日から平成24年3月23日までを予定している。
- (4) 本業務は、入札説明書の交付、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う(以下「電子入札方式」という。)対象業務である。なお、電子入札方式によりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 農林水産本省における平成23・24年度「建設コンサルタント」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 水産庁長官から、測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 参加表明者の提出者の資格要件
 - ① 同種又は類似業務の実績
下記に示される同種又は類似業務について、平成13年度以降に完了した業務(ただし、再委託による業務の実績は含まない。)の実績を有していること。
同種業務：公共事業の積算に係る材料の単位あたりの価格調査に関する業務
類似業務：公共事業の積算に係るその他の価格調査に関する業務
 - ② 業務成績
参加表明書を提出する者は、過去に受注した業務の内、水産庁発注業務(特定漁港漁場整備事業等関係)の「測量・建設コンサルタント等業務」の平均業務成績が60点以上であること。
ただし、当該実績がない場合は、この限りではない。
- (3) 配置予定技術者に関する資格要件
 - ① 次に掲げる全ての要件を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
 - ア 資格
以下のいずれかの資格を有していること。
 - ・技術士(総合技術監理部門、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)あるいは建設部門に限る。))の資格を有している者。
 - ・水産工学技士(水産土木部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で漁港漁場関係の実務に3年以上従事している者。
 - ・RC CM(水産土木部門あるいは港湾及び空港部門に限る。)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で漁港漁場関係の実務に3年以上従事している者。
 - ・上記と同等の能力と経験を有している者
 - イ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、平成13年度以降に完了した業務（ただし、再委託による業務の実績は含まない。）の実績を有していること。

同種業務：公共事業の積算に係る材料の単位あたりの価格調査に関する業務

類似業務：公共事業の積算に係るその他の価格調査に関する業務

ウ 業務成績

過去に担当した業務の内、水産庁発注業務（特定漁港漁場整備事業等関係）の「測量・建設コンサルタント等業務」の平均業務成績（照査技術者として従事した業務は除く。）が60点以上であること。

ただし、当該実績がない場合は、この限りではない。

エ 手持ち業務量

平成23年12月21日現在の手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ10件未満であること。（プロポーザル方式により特定後未契約の業務を含む。）

② 担当技術者を配置する場合は、平成13年度以降に完了した業務について、下記の実績を有していること。

・公共事業の積算に係る価格調査に関する業務

(4) 入札参加者を選定するための評価基準

- ① 当該部門のコンサルタント登録の状況
- ② 同種又は類似業務の実績
- ③ 水産庁発注業務の業務成績
- ④ 当該地域における業務の実績
- ⑤ 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- ⑥ 当該業務の実施体制（再委託の予定を含む。）

3 入札手続等

(1) 担当部局 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部漁政課経理班経理第4係

TEL 03-3591-5031

FAX 03-3502-8220

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

① 電子入札方式による場合

ア 交付期間：平成23年12月8日から平成24年1月27日までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）10時00分から17時00分まで。

イ 交付場所及び方法：電子入札システムにより交付する。

② 紙入札方式による場合

ア 交付期間：平成23年12月8日から平成24年1月27日までの毎日（休日を除く。）10時00分から17時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間は除く。

イ 交付場所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁港漁場整備部整備課施工積算班

TEL 03-3502-8494

ウ 交付方法：上記交付場所へ申し込み、無料にて交付する。

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

① 電子入札方式による場合

ア 提出期間：平成23年12月9日から平成23年12月20日までの毎日（休日を除く。）9時00分から17時00分までと平成23年12月21日9時00分から15時00分まで。

イ 提出場所及び方法：電子入札システムにより提出すること。

② 紙入札方式による場合

ア 提出期間：平成23年12月9日から平成23年12月20日までの毎日（休日を除く。）10時00分から17時00分までと平成23年12月21日10時00分から15時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除

く。

イ 提出場所：上記3（2）②イに同じ。

ウ 提出方法：上記提出場所へ持参し、紙により提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 電子入札方式による場合

ア 入札の日時：平成24年1月25日から平成24年1月27日までの毎日（休日を除く。）10時00分から17時00分まで。

イ 開札の日時：平成24年1月30日10時30分。

ウ 入札及び開札の場所：水産庁漁政部第二会議室（別館8階、ドア番号「別821」）

エ 入札の提出方法：電子入札システムにより提出すること。

② 紙入札方式による場合

ア 入札の日時：平成24年1月30日10時30分。

イ 開札の日時：上記3（4）①イに同じ。

ウ 入札及び開札の場所：上記3（4）①ウに同じ。

エ 入札の提出方法：上記入札及び開札の場所へ持参し、紙により提出すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。

(3) 入札の無効 本公示及び入札説明書において示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに現場説明書及び別冊水産庁建設工事等競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報入手するための照会窓口 上記3（1）に同じ。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masanori Satou Director-General of Fisheries Agency.

(2) Subject matter of the contract : The construction material price research

(3) Time-limit to express interests : 15:00 16 Jun. 2011

(4) Bid Opening : 10:30 20 Jul. 2011

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 17:00 19 Jul. 2012 (by bringing : 10:30 20 Jul. 2011)

(6) Contact point for tenders documentation : Construction Division, Fisheries Infrastructure Department, Fisheries Agency, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 1-2-1 KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, 〒100-8907 JAPAN. TEL 03-3502-8494

(お知らせ)

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/supply/index.html>）をご覧ください。